

第3章 紀州徳川家の時代



文政の百姓一揆

時代区分	旧石器・縄文・弥生時代
	古墳時代
	飛鳥・奈良・平安時代
	鎌倉・室町時代
	戦国・安土桃山時代
	江戸時代
	明治・大正・昭和(戦前)時代
	昭和(戦後)・平成時代

財政に苦しむ紀州藩

18世紀に入ると、紀州^{はん}藩では藩の収入に比べて支出が多くなり、財政が苦しくなっていたので、たびたび節約^{おふれ}の御触を出しました。このような時期、1789（寛政元）年に徳川治宝が10代藩主になり、藩財政の立直しにとりくみました。まず武士の教育に力を入れ、才能がある武士を役人にして、役所の費用を減らす工夫を命じました。藩の収入を増やすために、橋本町^{まち}（橋本市）などで御仕入方^{おしれがた}という役所を新たに設けて、特産物や他の藩から入ってくる米などを、御仕入方を通して売り買いさせるように改め、そのもうけの一部を藩^{おさ}へ納めさせました。

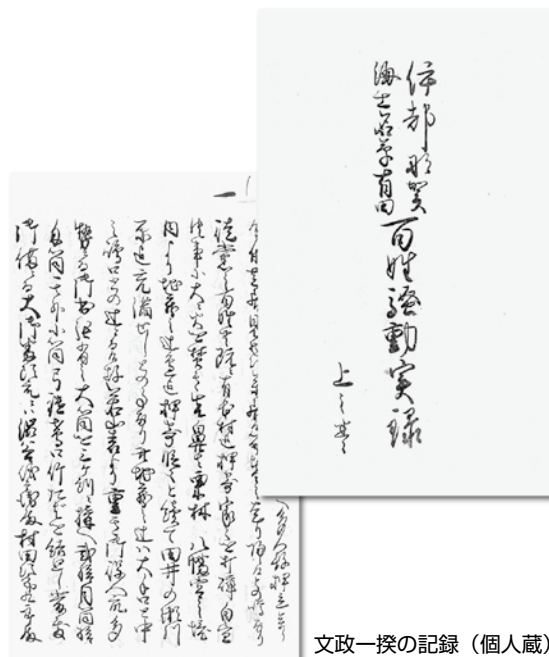
広がる百姓一揆

1823（文政6）年は、春先に雨が降ってからのち日照りが続き、各地で田植ができなかったり、植えた稲が枯れそうになる被害が広がりました。なかでも紀ノ川下流域^{かりのいき}の村々で水不足がひどく、宮井用水（和歌山市）の水を使う村々の農民が大勢上流の村へ押しかけ、用水の取入れ口や庄屋の家をこわすなど、さわぎを起しました。

同じころ、亀池^{かめいけ}（海南市）の水に頼る亀ノ川下流域の農民たちも、上流の村へ押し寄せ水争いをしました。こうして田植をめぐる、各地で村と村の水争いがしだいに広がりをみせてきました。

6月8日の朝、久しぶりに少しばかりの雨が降りましたが、伊都郡名倉村^{いとなぐら}（橋本市）の農民たちが、雨乞いの祈りをしようと集まりました。話をしているうちに「米の値段が上がってきたのは、米屋が値を上げているからだ。」と不満の声が強まり、村中に呼びかけて、米屋などを打ちこわし始めました。当時一揆^{いつき}はきびしく禁止されていたのですが、彼らは、近くの村々へも参加するよう強く働きかけ、多くの農民たちを引き連れて、庄屋や米屋など豊かなくらしの家々を襲いました。そして次の日には、騒動^{そうどう}は主に橋本市北岸から、大和国や河内国付近まで広がりました。

河原^{かわら}に集まった一揆の群衆をしずめようと、伊都郡役所の役人が出て行きましたが、農民たちの要求はたいへん強く、農民の願いを取りまとめた農民の代表が、物資の流通に深くかかわっていた御仕入方役所^{はいし}を廃止することなどについて回答を求めました。水争いから始まった



文政一揆の記録（個人蔵）



地蔵の辻（和歌山市）

一揆が、紀州藩の政治のやり方を改めてほしいと要求する一揆へと、大きく変わってきたのです。

役人は、藩へ報告してから返答すると説得しましたが、一団はすぐに回答するよう求め、一揆の勢いは強まるばかりで、役人の態度に憤慨した農民たちは、10日には和歌山城をめざして進み、行く先々で金持ちの家をこわし、物を持ち出しました。そして11日には数万人の農民が和歌山城近くの地蔵の辻まで押し寄せましたが、藩は鉄砲まで出して守りを固めて、農民たちを押しとどめました。藩は農民たちの代表が出した要求の受

入れを約束したので、4日間も続いた大百姓一揆は収まりました。

紀ノ川流域の一揆がしずまったところ、有田川流域の村々でも打ちこわしがおきましたが、藩は素早い対応^{すばや}を取り、藩役人の説得と藩兵を出して守りを固め、一揆の広がりを防ぎました。

今までにない紀ノ川流域の大百姓一揆で農民の願いは通りましたが、藩は騒動^{そうどう}を引き起こした中心者を^{とら}つぎつぎと捕え、その数は384人にものぼりました。きびしい取り調べが続く、死刑にされた者は33名でした。一方長く藩の政治をおこなってきた治宝は、翌1824年に藩主^{しりぞ}を退き、隠居しました。これは百姓一揆を招いた責任をとったからだと言われています。

武士の支配が大変強い時代でしたが、農民がくらしを守るために、藩へ政治の改革を求めて立ち上がったことは紀州藩では例がなく、新しい時代の幕開けを予感させる出来事でした。



わかやまの知識



【戸谷新右衛門の伝説】

紀伊国では、文政の百姓一揆のほかにもいくつかの一揆や打ちこわしがありました。しかし、高野山寺領内に住む戸谷新右衛門（以下、新右衛門と言う）が起こしたと伝えられる越訴^{おっそ}は歴史的事実ではなく、伝説にすぎません。

伝説によれば、高野山の役所が年貢米^{ねんぐ}を納めさせる場合、決められた京枅^{きやうます}を使わないで、少し大き目の讃岐枅ではかるため、農民たちが大変苦しんでいました。そこで新右衛門はこれを改めてもらおうと、村々へ呼びかけて同志をつのりました。みな尻ごみしたため一人で1718（享保3）年高野山へ訴え出て、役僧^{やくそう}と交渉^{こうしやう}しましたが追い返されました。

高野山が聞いてくれなければ、直接江戸の役所へ越訴^{おっそ}するしかない^{＊1}と新右衛門は決意をして、2年後讃岐枅を持って1人で旅立ちました。取り締まりのきびしい箱根の関所では、枅を菅笠の下に隠してなんとか通り抜け、訴え出ました。再三拒まれましたが、最後に嘆願書^{たんがんしょ}を受け取ってもらい、讃岐枅使用の禁止を高野山へ命じてもらいました。新右衛門は、直訴^{じきそ}の罪で3年間江戸の牢屋^{ろうや}に入られたのち村へ帰りました。しかし恨みを持つ高野山寺院に捕えられ、奥の院の河原で石子詰^{いしこづみ}の刑で殺されたと言われています。

しかし、新右衛門が住んでいたと伝える島野村という地名が見当たらず、訴え出たという文章には明治時代にしか使っていない語句があります。ちょうど新右衛門の越訴があったとすると、高野山寺領内の丁田^{ちやうだ}村で、村のお堂をめぐる村内で争いが起こっており、これがもとになって明治時代初めごろに出来上がった物語ではないかと考えられています。

* 1 地元の役所へ訴えないで、直接幕府の役所などへ訴えること。